

各私立専修学校設置者  
（専門課程を置く専修学校に限る）  
各私立専修学校長  
（専門課程を置く専修学校に限る）

} 様

岩手県政策地域部学事振興課総括課長

令和元年度における確認要件の特例を受けた確認大学等について

高等教育の修学支援新制度における機関要件確認については、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年 6 月 28 日 文部科学省令第 6 号）」（以下「省令」という。）及び「機関要件の確認事務に関する指針（2019 年度版）（令和元年 6 月 25 日）」（以下「指針」という。）において、令和元年度の確認申請における特例が設けられているところです。

この特例は、令和 2 年度以降の機関要件確認に際しては適用されませんので、この点をあらためてご認識いただくとともに、令和元年度における確認要件の特例を受けた確認大学等については、下記について十分にご留意いただくようお願いします。

記

1 実務経験のある教員等による授業科目の配置について

(1) 関係規定

大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年 6 月 28 日 文部科学省令第 6 号) (抄)	機関要件の確認事務に関する指針 (2019 年度版) (令和元年 6 月 25 日) (抄)
<p>(大学等の確認要件)</p> <p>第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。</p> <p>一 大学 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。)、高等専門学校 (第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。 ) 及び専門学校 (専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。 ) (以下「大学等」という。 ) の学部等 (学部、学科又はこれらに準ずるもの (法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。 ) をいう。 ) 第四条第一項において同じ。 ) ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が</p>	<p>様式第 2 号の 1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】</p> <p>※ 確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書 (シラバス) において学生に示しているものを計上すること。</p> <p>ただし、2019 年度の確認申請に限り、特例として、授業計画書 (シラバス) とは別途の資料 (一覧表等) において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、学生に示している場合は、当該授業科目を計上することができる。</p> <p>様式第 2 号の 1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】</p>

<p>行われる授業科目(実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。)の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。</p> <p>三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価(イにおいて「成績評価」という。)の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。</p> <p>イ 毎年度、授業計画書(授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。)を公表すること。</p> <p>2 前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならない。</p>	<p>※ 確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書(シラバス)において生徒に示しているものを計上すること。</p> <p>ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、授業計画書(シラバス)とは別途の資料(一覧表等)において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、生徒に示している場合は、当該授業科目を計上することができる。</p>
--	---

## (2) 留意事項

- 指針において、実務経験のある教員等による授業科目として、確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書(シラバス)において学生等に示しているものを計上することが原則であるところ、令和元年度の確認申請に限り、特例として、授業計画書(シラバス)とは別途の資料(一覧表等)において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、学生等に示している場合は、当該授業科目を計上することができるかとされています。
- 令和元年度における本件の特例を受けた確認大学等にあつては、令和2年度における更新確認申請書の提出に際して、原則どおり、実務経験のある教員等による授業科目として、確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書(シラバス)において学生等に示しているものを計上することが求められることとなります。
- 当該大学等におかれては、引き続き要件を満たすことができるよう、あらかじめご検討の上、十分にご準備いただくようお願いいたします。

## 2 学外者である理事の複数配置について

### (1) 関係規定

<p>大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年6月28日文科科学省令第6号)(抄)</p>	<p>機関要件の確認事務に関する指針(2019年度版)(令和元年6月25日)(抄)</p>
<p>(大学等の確認要件) 第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合す</p>	<p>様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】</p>

<p>るものであることとする。</p> <p>二 大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。）及び学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法六十四条第四項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。）（第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。）に限る。）の役員（監事を除く。）のうち、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者（第三項において「学外者」という。）が二人以上含まれること。</p> <p>附 則 （令和元年度における確認要件の特例等）</p> <p>第三条 令和元年度における確認申請書の提出の時に、第二条第一項第二号又は第四条第三項の基準に適合していない大学等が令和二年四月一日までに当該基準に適合することが確実に見込まれるものであるときは、当該大学等は、当該基準に適合したものとみなす。</p>	<p>※ 申請時点の理事について記載すること。ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点において要件を満たしていない場合であっても、2020年4月1日までに複数の学外者である理事の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例を受けようとする場合は、備考欄に、「2020年4月1日までに、複数の学外者である理事の選任を確実に実施する」旨を記載すること。</p>
---	---

(2) 留意事項

- 省令及び指針において、学外者である理事の複数配置が原則であるところ、令和元年度の確認申請に限り、特例として、申請時点において要件を満たしていない場合であっても、令和2年4月1日までに複数の学外者である理事の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとするものとされています。
- 令和元年度における本件の特例を受けた確認大学等にあつては、令和2年度における更新確認申請書の提出に際して、原則どおり、学外者である理事の複数配置が求められることとなります。
- 当該大学等に対しては、令和元年12月上旬時点におけるご検討の状況について、12月中旬を目途にご報告を求める予定としておりますので、あらかじめご準備いただくようお願いいたします。

3 外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置について

(1) 関係規定

<p>大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年6月28日文科科学省令第6号)(抄)</p>	<p>機関要件の確認事務に関する指針(2019年度版)(令和元年6月25日)(抄)</p>
<p>(大学等の確認要件)</p> <p>第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。</p> <p>二 大学等の設置者(国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。)、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。))及び学校法人等(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び同法六十四条第四項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。)(第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。)に限る。)の役員(監事を除く。)のうち、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者(第三項において「学外者」という。)が二人以上含まれること。</p> <p>(大学等の確認要件の特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>3 大学等の設置者が大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人以外の法人又は個人であるときは、第二条第一項第二号の基準に代えて、当該大学等の教育について当該大学等の職員でない者の意見を反映することができる組織(当該組織の設置及び運営を定める規程が作成されているものに限る。)の構成員のうち、当該大学等の職員でない者が二人以上含まれることを基準とする。</p>	<p>様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】</p> <p>※ 申請時点の構成員について記載すること。ただし、2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点で要件を満たしていない場合でも、2020年4月1日までに複数の外部人材の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする。この特例を受けようとする場合は、備考欄に、「2020年4月1日までに、複数の外部人材の選任を確実に実施する」旨を記載すること。</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(令和元年度における確認要件の特例等)</p> <p>第三条 令和元年度における確認申請書の提出の 時において、第二条第一項第二号又は第四条第 三項の基準に適合していない大学等が令和二 年四月一日までに当該基準に適合することが 確実に見込まれるものであるときは、当該大学 等は、当該基準に適合したものとみなす。</p>	
---	--

(2) 留意事項

- 省令及び指針において、外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置が原則であるところ、令和元年度の確認申請に限り、特例として、申請時点において要件を満たしていない場合であっても、令和2年4月1日までに複数の外部人材の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとするものとされています。
- 令和元年度における本件の特例を受けた確認大学等にあつては、令和2年度における更新確認申請書の提出に際して、原則どおり、外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置が求められることとなります。
- 当該大学等に対しては、令和元年12月上旬時点におけるご検討の状況について、12月中旬を目途にご報告を求める予定としておりますので、あらかじめご準備いただくようお願いいたします。

4 学校関係者評価の実施・結果の公表について

(1) 関係規定

<p>大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年6月28日文部科学省令第6号)(抄)</p> <p style="text-align: center;">(大学等の確認要件)</p> <p>第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。</p> <p>四 次に掲げるものを公表すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十二条の二第一項各号(同令第七十九条において準用する場合を含む。)に掲げる情報(専門学校にあつては、同令第八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の申請書に記載すべき情報)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>機関要件の確認事務に関する指針(2019年度版)(令和元年6月25日)(抄)</p> <p>様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表(専門学校)】</p> <p>※ 公表する学校関係者評価の結果については、確認申請を行う年度(または更新申請書を提出する年度)の前年度または前々年度を評価対象年度とする学校関係者評価の結果を公表すること。</p> <p>※ 2019年度の確認申請に限り、特例として、申請時点までに学校関係者評価の実施方法・体制が決められていれば、評価<sup>(注)</sup>の公表が2020年度からであっても要件を満たすものとする。その場合には、「学校関係者評価の基本方針」の欄に評価の実施方法・体制を記載するととも</p>
---	--

<p>(令和元年度における確認要件の特例等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 令和元年度における確認申請書の提出の時に、第二条第一項第四号ニに規定する評価の結果を公表していないことにより同号の基準に適合しない専門学校が令和二年度における更新確認申請書の提出の時までに当該評価の結果の公表を確実に実施すると見込まれるものであるときは、当該専門学校は、当該基準に適合したものとみなす。</p>	<p>に、併せて「学校関係者評価の委員」の欄に「学校関係者評価を確実に実施し、2020年度からその結果を公表するために委員の選任を行う」旨を記載し、かつ、「学校関係者評価結果の公表方法」の欄に「2020年度から評価を確実に公表する」旨を記載すること。</p> <p><small>(注) 2019年度を評価対象年度とする学校関係者評価結果、またはその前年度(2018年度)を評価対象年度とする学校関係者評価結果</small></p>
--	---

(2) 留意事項

- 省令及び指針において、専門学校は学校関係者評価の結果を公表することが原則であるところ、令和元年度の確認申請に限り、特例として、申請時点までに学校関係者評価の実施方法・体制が決定されていれば、評価の結果の公表が令和2年度からであっても要件を満たすものとするものとされています。
- 令和元年度における本件の特例を受けた確認専門学校にあっては、令和2年度における更新確認申請書の提出に際して、原則どおり、学校関係者評価の結果の公表が求められることとなります。
- 当該専門学校に対しては、令和元年12月上旬時点におけるご検討の状況について、12月中旬を目途にご報告を求める予定としておりますので、あらかじめご準備いただくようお願いいたします。

**【担当】** 学事企画担当 小原  
 TEL : 019-629-5045  
 FAX : 019-629-5049  
 E-mail : AH0007@pref. iwate. jp